

2024 年度第 2 回  
愛知県人権施策推進審議会会議録

2025 年 2 月 12 日（水）  
於 東大手庁舎 大会議室

愛知県県民文化局人権推進課



## 2024年度第2回愛知県人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 2025年2月12日(水) 午後1時30分から2時30分まで
- 2 場 所 東大手庁舎 大会議室
- 3 出席者 委員9名  
荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、  
近藤敦委員、佐藤佳弘委員、竹内裕美委員、徳田万里子委員、宮前隆文委員

説明のため出席した者(県民文化局職員) 7名

- 4 傍聴者 1名

### 5 審議の概要

#### (1) 開会

(事務局)

ただいまから2024年度第2回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

議長へ引き継ぐまでの進行を務めさせていただきます、人権推進課長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、近藤会長から御挨拶をお願いいたします。

#### (2) あいさつ

会長の近藤でございます。

本日は、御多忙の中、「2024年度第2回愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、9月の第1回審議会では、「プランの評価等」について、様々な御意見をいただいたところです。本日は、それらの意見を踏まえて事務局で作成された、最終案について、委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認>

(事務局)

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、梶田委員と宮前委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 議 事

(会長)

それでは早速、議事に入りたいと存じます。本日の議事は2件です。

議事(1)の「プランの評価等」では、第1回審議会の御意見などを踏まえ、事務局が作成した最終案について、皆様から御意見をいただきます。議事(2)の「その他」では、あいち人権推進プランの施策目標である「交差性」について、そして、旧優生保護法問題に係る周知・啓発について、それぞれ皆様から御意見をいただきます。それでは、(1)の「プランの評価等」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1に基づき説明>

(委員)

御作成ありがとうございます。こちらの案でよろしいかと思っておりますが、今後の運用だとは思いますが、このN年度施策の目標の、達成状況等という欄で、課題、改善点という項目があると思っております。注釈でも、目標達成した場合であっても、課題改善点がある場合は記載し、ない場合は、「なし」と記載があるのですが、運用として「なし」というふうにしてしまうと、そこでもう思考が止まってしまうといたしますか、そのような懸念もありますので、できるだけ何らか、今後に向けての課題といたしますか、今後こういったことをもつとするとよりよいのではないかとこのことで、なるべく「なし」という記載を書かないように、皆さん各局が努力いただければと思っております。

(事務局)

委員から御意見いただいたことをですね、各課に照会する際に補足させていただいてなるべく書いていただくということで進めさせていただきたいと考えております。

(事務局)

この別添は、我々の課のものを書いているんですが、その通り書いてあるわけありません。従いまして、今の御意見を踏まえまして、なしっというのはですね、この中のせいぜい1つぐらいにして、課題というところに何か書いてもらうようにしたい。

(委員)

極論ですが、「ない場合」という記載を取っちゃって、改善点について記載するといいいんじゃないでしょうかね。

(事務局)

承知いたしました。

(委員)

非常にわかりやすい資料ありがとうございます。先ほどご説明で、運用のところに、数値目標、例えば80%や90%にするっていう数値目標が書いてあるので、これは非常に、評価もしやすい。特に評価について、目標を上回って達成したとか、目標達成したとあるので、なるべく数値目標で示すことができるものは示していくという方向性は素晴らしいと思います。

(事務局)

評価案の一番上の項目に、目標実施計画というところ。点線で囲ってある枠ございます。そこに数値目標がある場合は、それを反映して書くということは記載させていただいておりますので、できるだけ記載していただくように各課に周知したいと思っております。

(会長)

他に御意見、御質問もないようですので、プランの評価等については、ちょっと修正もありましたが、事務局案で来年度からやることにさせていただきます。ただし、事務局からの説明にもありましたが、評価方法や様式を含め、来年度以降も必要に応じ改善を行っていく必要はあるかと思います。それでは、事務局におかれましては、各委員の意見を踏まえ、最終的な評価要領等の作成にあたっていただきますようお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、本日の御意見を踏まえまして、修正いたしますが、細かい修正等については、会長と事務局とで調整させていただきたいと思います。

(会長)

それでは、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料 2、3 に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

(委員)

旧優生保護法の話があって、県の方でもいろいろと施策を実施していくというお話がありました。私の聞き知る所ですと、かつて愛知県は非常にこの隔離政策ですね、積極的に行った県ということがありますので、ぜひそういった施策を新たに展開する場合、過去の反省を踏まえた上で実施していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。今いただいた話を情報共有しながらですね、反映していきたいと思っております。

(委員)

ちょっと啓発そのもの関係ないかもしれませんが、そういう当事者に当たる方を把握するのは難しいと思うのですが、そういうことは多少はされているのでしょうか。

(事務局)

直接私の方で所管している事務ではないものですから詳しいことについては申し上げられないというか、伝えることができないというのが現実でございます。ただ、情報によりますと、あまりその過去の手術を受けた方がどなたかというところについて、調査というのはなかなか難しいと伝え聞いているところでございます。

(事務局)

すみません。承知している範囲ですが、知事が、定例記者会見等で話しておりますが、国と同じスタンスを取っております、何名かのお名前を把握はしているんですけど、その方に個別通知をするのが、果たして御本人が希望しているのかどうかということがありますので、個別通知は今のところやっていなくて、広報に努めている。要するに、もしよろしければ言ってください。つまり、御本人もそうですし、御家族含めて知られたくないという方もおみえでしょうからということで、今のスタンスとしてとっていると承知しています。

(委員)

教育啓発等の「等」にはそういう方向も含んでるということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

今御説明があった、国のスタンスとしてということでありましたが、各県において、あるいは地域において、おそらくそこは対応が違うのではないかというのが私の認識でございます。個々の方々への配慮をもちろんした上で、情報提供を何らかの形でしていくということは非常に重要なことで、理由は簡単に2つありましては、やはり御本人からは言いにくいという事情があり得るということ。それと、県が把握しているということはですね非常に重要な資料が県にある。一方でなかなか立証が難しい方々がいらっしゃるわけですね。病院の資料なんかなくなってるって形が圧倒的に多いというのが実情ですので。やはりこの県が持つてる資料を、そういう自分から言っていけない人達に対して、言ってこないと何もしないよっていうスタンスは、もうちょっと迷いがあるべきだし、他の地域でどうしてるかということも、もちろん様子見ながらでもいいですが愛知県としても、そこは国のスタンスがどうということではなく、独自に積極的に御検討いただきたいなというふうには思います。お願いですが、よろしく願いいたします。

(事務局)

ちょっと言葉が不足していたというか、誤っていたかもしれませんが、当然なんですけど、両方意見がある。それを含めて、担当課の方、愛知県としては、先ほど申し上げたようなスタンスをとっているということで、当然なんですけど、変わってくることはあると思うんですけど、担当課でもないのに、言うべきでなかったかもしれないです。とりあえず今のところ、情報を聞いておる限りではそのようなスタンスをとっているということです。

(委員)

対象者がかなり高齢の方がいらっしゃるかと思いますので、ぜひ紙媒体で身近な場所というか、公民館とか役所とか、インターネットでは無理だと思いますので、私自身今日マイナカード受け取るだけでも四苦八苦してきたので、紙媒体での周知をお願いしたい。それと、これを言っているのか迷いますが、この問題を終わったことではなくこれからのこととして、例えば妊娠時の検査が行われて、やはり障害となった時のどんな育て方の可能性があるとか、そこを見えるようにしてあげないと、やはり強制という手術という意味ではないですけど、追い込まれてしまう方は、やはり出てくるんじゃないかと思うので、生まれた後のケアの充実をしていただくとともに、広報ですね、お願いしたいと思います。

(事務局)

まず広報の仕方ということでございますが、支援団体もそうなんですけれども、若い世代もこういったことがあったということを伝えて欲しいというお考えもあるかと思えます。そういった場合にはネットというやり方も有効であるかなと思えますが、あわせてですね、紙媒体ということは、検討していく必要があるかなと思っております。担当部局と話しながらどういう周知の仕方がいいのかなというのは、検討したいなというふうに思っております。それから、一方、先ほど私今後のお話ということでよろしかったでしょうか。そうですねこちらは母子家庭とかですね、いろいろ障害抱えるお子さんの支援というのを行っているところでございますが、今委員からお話あったことにつきましてはですね、そういった御意見があったということを伝えさせていただければと思っております。

(委員)

愛知県としては、国の方針を受けて、同じように取り組んでいきますと伺って、その中で今、啓発ということに触れましたけど、ここの教育っていう面で何か案でもいいし、個人的な考え方も結構なんですけれど、例えば高校生にも学校教育としてやっていくとか、大学教育で入れていただくとか、案として今現在考えることで結構なんですけど、動きがありましたらちょっと、教えていただきたい。

(事務局)

人権に関する研修という形で、小中学校、高校に関わる機会がございます。そういった機会にはですね、優生保護については必ず触れてですね、過去にこういったことがあったということは伝えさせていただこうかなと思っておりますが、ちょっと学校教育に関しましては教育委員会が所管してるところでございますが、その教育の中でどういうものかというところにつきましては、私どもの立場で申し上げることがなかなか難しいかなということで御了承いただければというふうに思っております。

(委員)

プランへの位置付けということで、この審議会でのプランでも、何かしらこの件に関して、反映していこうということで、検討していただいているということは非常に有益だと思っております。以前もこのようなお話が出たかと。障害者の差別解消に関しては、専門の審議会の方もあるかと思えますので、そういったところとしっかり連携を取っていただいて、不整合がないように、そしてまたある意味抽象論の部分が多くなるかもしれませんが、あるべき形を引っ張っていただけるような形のプランにさせていただけるとありがたいなというふうに思います。



(事務局)

当然ですねオール県庁でやっていく取組ということになりますので、その辺は調整を進めていきたいと思っております。

(委員)

重ねての御質問で今御回答いただいたんですけど、そういたしますとこれ、今回のここで、あいち人権推進プランにおける推進施策として位置付けていく必要があるというのは、あくまでも担当課室がこの問題については中心であって、そしてオール県庁でやるので、その中の一つとして、このプランにもこのことは取り入れる必要があるというような考え方でよろしかったでしょうか。例えば先ほど言った福祉部門とか、そういうところもこれには関わっていらっしゃるというようなことで、特にプランなので、ここでは啓発というような、人権の視点からの啓発がここでの役割というふうにとらえておけばよろしいのでしょうか。なんか最初、御説明を伺ったときに、このあいち人権推進プランがこの問題解決に大きな役割を果たすような、ちょっとそういうふうなイメージで受け取ったので、それについてはちょっと書き方がと思ったんですけども。そのような考え方でいいのかどうかちょっとその点だけ確認させてください。

(事務局)

この問題に関する給付の保障とかを図ることがですね、こころの健康推進室、これ保健医療局になります。そちらが中心となって施策の方は進めて参ります。ですので、啓発に関しましても、そちらの意向が一番大きいというか、そこが中心となって進めていく施策になりますので、このプランにつきまして私どもが作っておりますので、そこに入れる方法につきましてもですね、当然こころの健康推進室が作成をしていただいて、入れ込んでいくということで、私どもの立場としてはあくまでオール県庁で進めていく必要があるので、こころの健康推進室に協力してですね、県全体の施策に反映させていくという立場でございます。

(委員)

これまでおっしゃっていただいた意見とも重なるところもあるんですけども、この資料の3のところ見てると何となく、国がやってることを見ながらやっていきますという、ちょっと消極的な感じに見えると思えるので、もうちょっと愛知県として、もっと国を待たずに積極的にやるような感じでまとめてもらったほうがいいのかなと思っております。例えば最後のところですけど、国が今後検討していく教育啓発などの施策を注視しながらも、愛知県独自として何かやっていくみたいな感じで書いてもらわないと、これだとなんかこう、国に合わせてしか動きませんみたいな感じに読めちゃうんで。それはやっぱり愛知県の人権政策としては不本意だろうと思うので。これが残る資料であるならば、資料はちょっと積極的な

形で書いていただきたいし、実際、積極的にやっていただきたいと思っております。

(事務局)

どこまで書くのかというところがですね、先ほどから申し上げておりますとおり旧優生保護を所管しておるところが別にありまして、私どもでどこまで書けるのかっていうところ、これ当然、こころの健康推進室と調整を図って書いている内容でございますので、委員から御指摘いただきました点につきましては、こころの健康推進室と共有を図ってですね、もう少し、こんなことができるかどうかというところについては、話していきたいと思っております。

(委員)

御意見を踏まえて、感じたことなんですけど、ちょっと縦割りなんですかね。なんて言うんですかね。それはこっちのところだからっていう感じの話だと、こういう大きな問題についての取り組みとしては、やはり委員の立場からすると不本意なところがあって。基本的にやっぱりこういうのって、全庁的にやるのが当然でっていう流れでいかないといけない気はしているので。もちろん担当の主はあっていいんですけど、そこら辺を踏まえて、現状担当課があって、まだちょっとそこに遠慮しているっていう状況であれば、そこから直していただくということを切にお願いしたいと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。ただちょっと私どもですね、どこまでいえるのかっていうところが難しいところがございます。今日いただいた御意見につきましては、担当課と共有させていただきます。すいませんちょっとお答え申し訳ありません。

(事務局)

国の行動計画におきましても国の方でも全省庁で計画を策定して、その中の啓発部門、これからさらなるこんなふうに話しておるところなんですけれども、主に関係してくるところは障害福祉課とかですね、先ほど教育の話出たところで、教育についても、ちょっと考えていくっていうようなことは教育委員会も言っていましたので、もちろん担当課っていうのはある中なんですけれども、人権課題、「大きな人権侵害であったと言わざるをえない。」と知事も言っていますし、皆で考えていくというスタンスがございますので、またそれを人権の立場として、オール県庁であるあいち人権推進プランでも位置付けていきたい。こういうものでございます。よろしく申し上げます。

(委員)

全庁的にやっぱりやらないといけないっていう気が、私にかなり強いのは、1つはこうしたもの、この問題についてきっちり対応していくためには、多分、県だけの取り組みじゃなくて、民間も含めて、いろんなところとの連携が当然必要になってくるということがある中で、一方で、こうした問題は、非常に取り組み方も難しい、プライベートな問題もあるしってところなので、だから、県の中で部署ごとにあまりバラバラに対応されても、後々、困ることもあるので、県として、どういう形でどう取り組むのかという方針をきっちり整えてやっていかないと、連携する側も困るし、またトラブルが起きても困るので、そういう点で、全庁的にきっちりやる仕組みっていうものが必要になってくる気がしているので。そういうことを踏まえての意見だと、御理解いただければと思い意見しました。

(委員)

判決のキーワードで、憲法 13 条の「身体への侵襲を受けない自由を保障して。」これ、新しい人権で、すでにドイツの憲法にはあるんですが、それを採用されて、性同一性障害の判決でも使われている。要するに本人が望まない外科的手術を受けない。そういうものが人権であり、憲法 13 条はそれを保障しているということ、それを広める必要があつて、あまり、憲法 13 条にそれがあることを今までほとんどの人が意識してないので、そのことをプランに入れたり、それは性的マイノリティのところでも重要なものでありますので、プランの修正の時にこの文言を中に入れ込んでいただきたい。

(事務局)

承知しました。

(委員)

資料 2 の交差性に関するところですが、(2) のところで、相談窓口についてとありまして、今複数にわたって独立しているので、窓口の連携をとということが書いてあります。それは非常に重要な視点かと思えますので、内部、窓口側で連携をしていることはもちろん重要なんですが、相談をされる方、自分はどこに行っても相談できるということを、相談をする方にも伝わるように、連携しているということが伝わるように、今後取り組みをしていっていただけたらと思いました。隣のページの 2 の県が実施する施策があつたところの交差性に関する県民向けの講演会やワークショップを開催するとか、周知を図るというのも重要ですが、どこに相談しても大丈夫だということもあわせてお伝えいただけたらと思えます。

(事務局)

交差性は、新しい考え方といいますか、あまり周知されてない考え方でございますので、まずはどういったものかということ周知を図っていきたくたい。その上でですね、ちょっと

2026 年度以降になってしまうんですけども、相談窓口についてもですね、関係部署と協議を重ねまして、スムーズに複数の人権課題を抱える方も、相談に乗れるような体制づくりというもののあり方について検討を進めて参りたいと考えております。

(事務局)

人権相談については、令和 4 年度から開始いたしまして、色々な課題がたくさんあります。人権センターだけでは対応できない問題があり、今年度でいうと法テラスさんの方にお伺いさせていただくなど、労働問題の窓口や女性の相談窓口にも、こちらから出向き意見交換や情報交換とかさせていただいております。そこで教えていただいたことを、我々の方でお伝えできる範囲はお伝えさせていただくなり、あるいは当方で対応できるものが回ってきたりとかすることもあり、連携もまだ 3 年目なもので、すべてできるわけではないですが、そういった形で引き続きやっていきたいなと思っております。御意見あったことを踏まえながら相談窓口の現場の方でも、しっかりと対応して参りたいと思っております。

(会長)

それでは、他に御意見・御質問もないようですので、これで終わらせていただきます。委員の皆様には、前回に引き続き御審議をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。最後に事務局から閉会の挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日は、前回に引き続きまして、御審議いただきまして、ありがとうございました。プランの評価等につきましては、本日また御意見を伺いましたので、そのことも含めまして、しっかり実施して参りたいと考えます。そして旧優生保護法のところについてはですね、まだスタンスが固まってない段階で、とりあえずプランで位置付けないといけないだろうということで頭出しみたいな格好で出したんですが、今後引き続きそういった観点で、御審議をいただきたく考えておりますので、よろしくお願いたします。

(事務局)

それでは、これもちまして第 2 回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。